

広島県告示第千百二十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十月十日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

1 広島港旧太田川地区

区域の範囲

太田川水系旧太田川の舟入橋下流端から河口までの港湾区域のうち、河道外の入江及び船だまり

2 広島港天満川地区

区域の範囲

太田川水系天満川の昭和大桥下流端から河口までの港湾区域のうち、河道外の入江及び船だまり

3 広島港元安川地区

区域の範囲

太田川水系元安川の南大桥下流端から河口までの港湾区域のうち、河道外の入江及び船だまり

4 広島港京橋川地区

区域の範囲

太田川水系京橋川の御幸橋下流端から元安川合流点までの港湾区域のうち、河道外の入江及び船だまり

5 広島港猿猴川地区

区域の範囲

太田川水系猿猴川の黄金橋下流端から河口までの港湾区域のうち、河道外の入江及び船だまり

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物